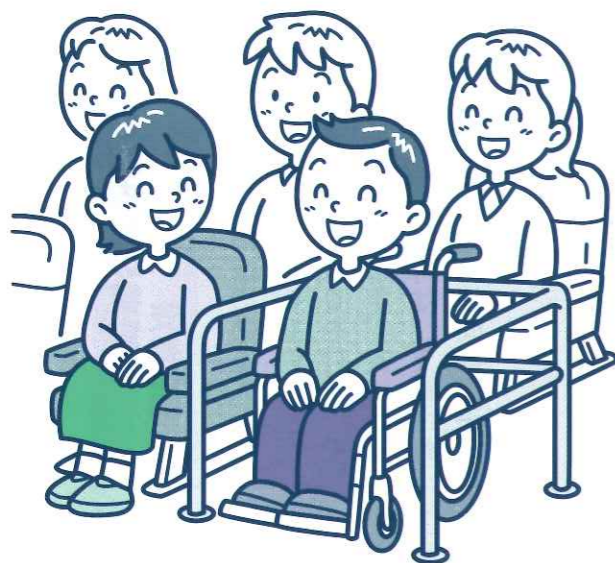


発行者  
上牧町社会福祉協議会  
〒639-0214 上牧町上牧 3245-1  
(上牧町保健福祉センター内)  
TEL 0745-76-6098

平成15年4月スタート

# 支援費制度が始まりました

～障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～



## 支援費制度ってなに？

平成15年度から、障害者(児)に対する福祉サービスの利用がこれまでの行政がサービスの利用者を特定したサービス内容を決定する『措置制度』から、事業者との対等な関係に基づき障害者が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みの『支援費制度』に変わります。

平成15年6月1日

(4)

### ◆介護実技教室の実施

介護をされている時いろいろな疑問や不安・悩みなどを抱えていますか？介護者のみなさんと一緒に学んで体験学習し、そこで学んだ知識や経験を用いて実生活に活用していただければと思います。

月	日	介護実技教室	9:30~11:30
(H15)6月	21日	11月	15日
7月	19日	(H16)1月	17日
9月	20日	2月	21日
10月	18日	3月	20日

### ◆操体教室の実施

子育てや高齢者の介護、職場関係などで疲労やストレスが生まれてしまい、さらに運動不足になりがちです。そこで少しでも体を動かし健康増進を目的に進めていきたいと思えます。

月	日	操体教室	10:00~12:00
(H15)6月	19日	11月	20日
7月	17日	12月	18日
8月	21日	(H16)1月	15日
9月	18日	2月	19日
10月	16日	3月	18日

### ◆ボランティア掲示板

スマイルネットよりお礼と報告をいたします。  
活動内容は、使用済テレカ、使用済切手を収集し、国際ボランティアセンターを通じて海外の困っている方々の支援をする収集ボランティアと、三ヶ月に一度、色々な楽しいイベントを企画、開催しています。  
H14年度『使用済テレカ、プリペイドカード』6,521枚、『古切手』約5kg集まりました。それぞれ集まった物を日本国際ボランティアセンターに送らせて頂きました。皆様のご協力ありがとうございました。



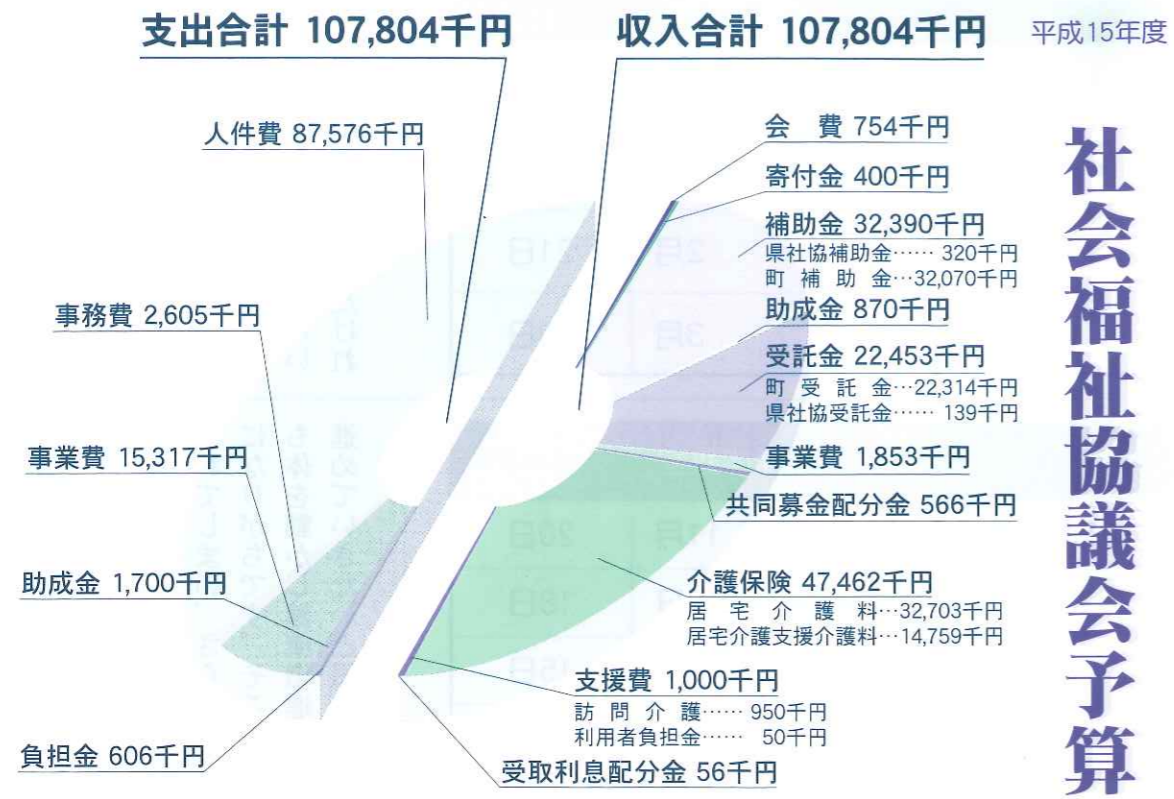
### ボランティア基金へご寄付ありがとうございます

平成15年3月~平成15年4月分 上牧町社会福祉協議会では、町内のボランティア活動を支援するため、ボランティア基金を開設しています。

今回、左記の方々よりご寄付をいただきました。皆様からいただきました金品は、地域福祉事業に活用させていただきます。皆様のご寄付に対し厚くお礼申し上げます。

なお、頂きましたご寄付は、所得税法上の控除の対象になります。ご寄付ありがとうございます。

氏名	金額	備考
桜ヶ丘シルバークラブ	2,628	一円募金
明朗会	1,201	一円募金
片岡台2丁目寿会	750	一円募金
松里園松寿会	3,016	一円募金
友が丘友愛会	1,323	一円募金
常磐会	7,344	一円募金



- ### 平成15年度事業計画
- 会務の運営
    - 理事会の開催
    - 評議委員会の開催
    - 広報啓発活動
  - 地域福祉活動の推進
    - 小地域活動実施地区への支援
    - 小地域ネットワーク連絡協議会の実施
    - ボランティア団体等への支援
    - ボランティア連絡協議会への支援
    - ボランティア協力校への支援
    - ボランティア情報誌の発行
    - 知的障害者レスパイト事業
    - ファミリーサポートセンター事業
    - つどいの広場事業
    - 在宅福祉支援事業
      - 在宅介護支援センター
      - 給食サービス事業
      - 理髪サービス事業
      - 日常生活用具の貸与
      - 紙おむつ支給事業
  - 生活支援事業
    - 寝具乾燥消毒サービス事業
    - 介護講習会
    - 介護予防教室
    - 講習会の開催
      - ボランティア初級講座
      - 手話講習会開催事業
      - 点字講習会開催事業
      - 小中学生ボランティア講座
      - ホームヘルパー養成講座②級
      - 子育てアドバイザー研修
      - 地域福祉セミナー
      - 住民参加活動
      - ボランティアフェスティバルの開催
    - 広域事業
      - 広域ネットワーク事業
      - 介護保険事業
      - 居宅介護支援事業
      - 訪問介護事業
      - 支援費制度
      - 生活福祉資金貸付事業
      - 地域福祉権利擁護事業
      - 募金活動
        - 日赤募金
        - 共同募金活動

### Q. 誰が利用できますか？

A. 次の方で市町村から支援費制度支給決定を受けた方（受給者証の交付を受けた方）が支援費の支給対象となります。

- ・身体障害者→身体障害者手帳所持者
- ・知的障害者→療育手帳所持者
- ・障害児→身体障害者手帳療育手帳所持者

※ただし介護保険の対象となる方（65歳以上の方・40歳以上で介護保険対象の特定疾病をお持ちの方）は介護保険によるサービスが優先されます。

### Q. サービスを利用した負担は？

A. 利用者、利用者または扶養義務者は、サービス利用の費用の内、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者に支払います。

### サービス利用・手続きの流れ

#### 1. まず相談します

サービスの利用について、支援費支給を希望される方は相談下さい。

※主な相談口

- ・市町村窓口
- ・市町村障害者生活支援事業の窓口
- ・障害児(者)地域療育等支援事業の窓口

#### 2. 支給申請

必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに市町村へ支給を行います。

※申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類

#### 3. 申請内容の審査と支給決定

市町村は、障害のある人から障害の状況や利用の意向、生活環境などの聴き取りを行い、その内容を検討します。支給が適切と認められた時は、支給されるサービスの量や期間等が決定されます。

#### 4. 受給者証の交付

交付される受給者証には「支援の種類」「支給期間」「利用者負担額」の他、居宅支援の場合には「障害程度区分」など記載されます。

#### 5. 事業者と契約

支給が決定したら、自分で選択した指定事業者・施設に受給者証を掲示して、サービス内容を確認したうえで利用に関する契約を結びます。

#### 6. サービス利用

利用者は、事業者・施設に受給者証を掲示してサービスを利用します。

